

## 平成25年度関東女子倶楽部対抗千葉第1会場予選 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 17倶楽部・102名)

期日：6月10日(月)

場所：千葉カントリークラブ 梅郷コース

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

### 1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	富本 真由美	千葉国際	石塚 靖子	我孫子	山口 久美	東京湾		
2	8:09	三木 恵美子	鷹之台	岩楯 千恵子	姉ヶ崎	松田 百合	木更津	林 恵子	総武
3	8:18	河合 博子	紫	荒木 慶子	藤ヶ谷	小坂 順子	千葉	門田 和枝	千葉国際
4	8:27	吉田 薫	鶴舞	池田 律子	東千葉	中村 ひろ子	紫	豊島 裕美子	千葉
5	8:36	河嶋 静子	総武	楠 達子	船橋	大日方 和子	クリアビュー	芦澤 麻衣	藤ヶ谷
6	8:45	塩島 千有希	東千葉	小谷 美子	藤ヶ谷	薄井 慎子	我孫子	伊藤 千恵子	千葉夷隅
7	8:54	安藤 善子	東京湾	横山 淳子	新千葉	務台 友子	木更津	岩田 厚子	船橋
8	9:03	遠藤 玉恵	千葉	樋口 節子	東千葉	千葉 民子	我孫子	松宮 由季	新千葉
9	9:12	小島 房江	鶴舞	小林 慈子	紫	蜂谷 さとみ	大栄	山口 八重子	姉ヶ崎
10	9:21	張元 美津子	藤ヶ谷	水上 由美子	鶴舞	渡辺 美江子	東京湾	渡邊 淳子	鷹之台
11	9:30	楠 珠美	船橋	川崎 陽子	大栄	青柳 好子	木更津	石田 幸子	クリアビュー
12	9:39	神野 鈴子	鷹之台	古川 美知子	東千葉	野村 明代	我孫子	木本 京子	姉ヶ崎
13	9:48	吉田 とし子	大栄	会澤 美保子	総武	長妻 富子	クリアビュー	平川 朱美	千葉夷隅

### 10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
14	8:00	大里 マユミ	大栄	吉田 由美	千葉夷隅	樺山 智子	新千葉		
15	8:09	小川 千恵乃	鶴舞	空 美栄子	船橋	池田 成美	東千葉	小岩 由加里	クリアビュー
16	8:18	鈴木 智子	東京湾	岩本 朋美	千葉夷隅	森 美代	鷹之台	松原 智恵美	木更津
17	8:27	中村 和子	我孫子	金子 まり	大栄	佐藤 恵子	新千葉	泉口 礼子	姉ヶ崎
18	8:36	金澤 純子	千葉国際	柏崎 チエコ	大栄	進藤 美恵子	鷹之台	由元 葉子	総武
19	8:45	小暮 博美	姉ヶ崎	長崎 恵子	鶴舞	岡田 和江	クリアビュー	青木 英子	千葉
20	8:54	江 英美	紫	大塚 けい子	千葉国際	菅谷 直子	千葉夷隅	南 相禮	木更津
21	9:03	小林 清美	総武	伊藤 小織	クリアビュー	鈴木 みどり	東京湾	夜差 恵美子	鷹之台
22	9:12	山崎 由岐子	船橋	喜代吉 圭子	藤ヶ谷	高坂 信子	千葉国際	藤田 祐子	新千葉
23	9:21	岩楯 正代	東千葉	古川 康子	千葉	楠見 孝子	我孫子	菅原 夕子	姉ヶ崎
24	9:30	畔田 浩子	千葉夷隅	坂本 なおみ	総武	内藤 旬子	紫	近藤 優子	千葉国際
25	9:39	田中 和代	藤ヶ谷	大原 真理子	東京湾	古谷 直子	木更津	福原 恵子	紫
26	9:48	新保 美樹	新千葉	福田 葉子	千葉	渡辺 かおり	鶴舞	森 美華	船橋

競技委員長 原田 町子

## 平成 25 年度 関東女子倶楽部対抗第 1 会場予選

開催日 : 6 月 10 日(月)

開催コース : 千葉カントリークラブ 梅郷コース

本競技においては日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこの競技の条件・ローカルルールを適用する。  
本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での  
掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、本競技の条件とローカルルールの違反の罰は、2 打とする。

### 競技の条件

#### 1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

#### 2. 使用球の規格(ゴルフ規則 175 ページ参照)

『公認球リストの条件・規則付 I (c)1b』

#### 3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・規則付 I (c)1a』(ゴルフ規則 174 ページ参照)

#### 4. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。

#### 5. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

#### 6. ホールとホールの間での練習禁止(規則 7-2 注 2)

『規則付 I(c)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)

#### 7. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間をいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは競技失格とする。この条件の違反の罰は競技失格(規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

険悪な気象状況による即時中断 : } 競技委員会を通じてキャディー携帯の無線及び競技委員を通じてプレーの再開 : } てプレーヤーに連絡する。

#### 8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

## ローカルルール

- アウトオブバウンズ(規則 27-1)  
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
- 修理地(規則 25-1)  
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
- ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)  
ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
- 動かさない障害物(規則 24-2)
  - 排水溝
  - 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
- コースと不可分の部分
  - 樹木に巻きつけたり、密着させてあるもの
  - ハザード内にある人工の壁、パイリング(杭)

## 注意事項

- 競技の条件 4 項において規制されるシューズ以外でもパッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
- 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
- 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 6 コイン(150 球)を限度とする。

競技委員長 原田町子

## 距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	345	433	167	333	330	485	128	348	335	2904
Par	4	5	3	4	4	5	3	4	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
336	329	334	140	450	356	157	344	457	2903	5807
4	4	4	3	5	4	3	4	5	36	72